

○交番・駐在所連絡協議会実施要綱

(平成7年4月28日警察訓令第13号)

改正 平成13年7月2日警察訓令第19号 平成27年4月9日警察訓令第4号

令和4年12月20日警察訓令第50号 令和6年12月23日警察訓令第44号

交番・駐在所連絡協議会実施要綱を次のように定める。

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交番・駐在所連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡協議会の目的)

第2条 連絡協議会は、交番若しくは署所在地又は駐在所(以下「交番等」という。)の所管区において、地域の住民、所管区内の事業者、所管区に係る公的機関、団体等に勤務する者等(以下「地域住民等」という。)の日常生活に身近な犯罪、事故、災害(以下「犯罪等」という。)の未然防止、被害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

(連絡協議会の設置及び組織)

第3条 連絡協議会は、地域社会の一体性及び共同性に着目し、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。

2 連絡協議会は、委員及び運営担当者(以下「構成員」という。)をもって構成するものとする。

3 委員は、連絡協議会の効果的な運営を図るため、所管区の実情や交番等の勤務体制に応じて10名程度とし、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等の信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。この場合において、委員の半数程度は、地域社会における影響力を考慮し、次に掲げる者の中から選定するよう配慮するものとする。

(1) 自治会、町内会その他の地域自治組織の役員

(2) 防犯協会、交通安全協会、ボランティア団体その他の公益的な活動を行う団体の関係者

(3) 自治体又は公的機関の職員

4 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。

5 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。

6 委員から辞任の申出があったとき又は委員にその業務を遂行することに適さない事由が発生したときは、その任を解くものとする。

- 7 連絡協議会の運営責任者は、交番所長又は交番等の勤務員のうち警察署長が指定するものとし、連絡協議会を主宰し、及び会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。
- 8 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充て、随時、委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

(単位連絡協議会)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割し、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該分割し、又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

- 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の連絡協議会について準用するものとする。
(職種等連絡協議会)

第5条 職種、地区等に着眼して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3条第1項又は前条第1項の連絡協議会のほか、所管区の実情に応じて、次に掲げる目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。

- (1) 住民の入れ替わりが多い団地、アパート、マンション等における防犯指導等を推進するために設置する管理者による連絡協議会
- (2) 繁華街、歓楽街等において総合的な対策を推進するために設置する商店の経営者、雑居ビルの管理者等による連絡協議会
- (3) 外国人居住者等の保護対策を推進するために設置する外国人居住者等による連絡協議会

- 2 第3条第2項から第7項までの規定は、前項の連絡協議会について準用するものとする。この場合において、同条第3項中「職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

(会議の開催)

第6条 連絡協議会(第4条第1項又は前条第1項に定める連絡協議会を含む。以下同じ。)の会議は、定期会議及び臨時会議とする。

- 2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民及び地域の機関、団体等の関係者の参画を得て開催するものとする。この場合において、委員以外の者に会議への参加を要請するときは、運営責任者は、地域幹部等と検討を行った上で、適任者を選考するものとする。
- 5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

(連絡協議事項)

第7条 連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

(留意事項)

第8条 連絡協議会の開催に当たっては、次の各号に掲げる点に配慮して、真に実効が上がるよう努めるものとする。

- (1) 地域幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置を執ること。
- (2) 前号に定めるもののほか、警察署長は、必要な場合には関係部門の幹部等を会議に参加させ、又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。
- (3) 地域部地域課においては、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。

附 則

この訓令は、平成7年4月28日から施行する。

附 則(平成13年7月2日警察訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月9日警察訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月20日警察訓令第50号)

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和6年12月23日警察訓令第44号)

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。